

石川県住民基本台帳ネットワークシステム本人確認情報開示事務等取扱要綱

第1 趣旨

この要綱は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）による本人確認情報の開示その他住民基本台帳に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

第2 本人確認情報の開示、訂正

1 本人確認情報の開示及び訂正の受け付け

本人確認情報の開示の請求及び訂正の請求は、総務部市町支援課において受け付けるものとする。

2 本人確認情報の開示

(1) 請求の受理

法第30条の3第1項により、本人確認情報の開示を請求しようとする者に対し、請求書（別記様式第1号）により、氏名、住所、連絡先電話番号並びに住民票コード又は出生の年月日の記入を求めるものとする。

(2) 請求の際に提示させる書類

請求者が本人であることを確認するため、次に掲げる書類の提示を求め、複写機により複写するものとする。

ア 個人番号カード、住民基本台帳カード、運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該請求者が本人であることを確認するために適当と認められるもの。

例示した書類のほか、法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類としては、海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証、運航管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特殊電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引士証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検定合格証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、各種年金証書、一時庇護許可書、仮滞在許可書等とする。

なお、戸籍謄本、住民票の写し等本人以外の者でも取得できる書類は、本人であることを確認するための書類には該当しないものとする。

イ アに掲げる書類をやむを得ない理由により提示することができない場合には、当該請求者が本人であることを確認するため適当と認めるもの。

適当と認める書類としては、アの書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類、地方公共団体が交付する敬老手帳、生活保護受給者証等、申請者本人であることを確認するため、郵便その他適当と認める方法により当該申請者に対して文書で照会したその回答書（別記様式第3号）その他総合的に勘案して書類の所持者が本人であると判断できるものとする。

なお、本人確認を行う場合には、必要に応じ、適宜、口頭で質問を行って補足する等慎重に行うものとする。

(3) 開示（法第 30 条の 32 及び第 30 条の 33）

開示請求があったときは、開示請求を受理した日から起算して 30 日以内に開示請求をした者に対し、書面（別記様式第 2 号）により本人確認情報を開示するものとする。

なお、閲覧による開示については、閲覧を行う環境が確保できないことから、当分の間、これを行わないこととする。

(4) 郵送による開示請求

郵送による開示の請求については、(2)に掲げる書類（これらの書類を複写機により複写したものを含む。）等を添付させることにより本人確認を行う。この場合において、必要に応じ、適宜、電話等により質問を行って補足する等慎重に本人確認を行うものとする。

なお、同一世帯以外の者に開示書が到達することを避けるため、開示書を郵送する場合は、原則として、本人確認情報の住所地以外へは送付しないものとする。ただし、請求者がドメスティック・バイオレンスの被害者等である等やむを得ない理由により居所（現に居住している住所地以外の地をいう。以下同じ。）に居住している者である場合には、当該居所に居住していることを証する書類を提示させた上で、当該居所へ送付するものとする。

(5) 法定代理人による開示請求

本人確認情報の開示請求については、本人からの請求により、当該本人に対して開示する制度であるので、本人自らが請求をするべきであるが、未成年者や成年被後見人のように自ら請求することが困難な者もあることから、未成年者及び成年被後見人の法定代理人に限り、本人に代わって請求することができるものとする。この場合において、戸籍謄本その他その資格を証明する書類を提示させるとともに、当該法定代理人に係る(2)に掲げる書類により、法定代理人であることを確認し、それぞれの書類を複写機により複写するものとする。

(6) 費用の徴収

ア 費用の額

石川県住民基本台帳法施行条例（平成 14 年石川県条例第 35 号）第 5 条の規定による費用の額は、次のとおりとする。

(ア) 開示書

1 件につき 10 円

(イ) 開示書の送付に要する費用の額

郵送に要する実費とする。

なお、ファクシミリによる送付は、誤送信等安全性の確保の問題があり、当面は行わないものとする。

イ 徴収方法

開示に要する費用の徴収方法は、次によるものとする。

(ア) 総務部市町支援課で開示書を交付するとき

開示書の作成に要する費用を現金で徴収する。

(イ) 開示書を郵送により交付するとき

開示書の作成に要する費用及び開示書の送付に要する費用を現金又は納入通知書（開示書の写しの送付に要する費用については郵便切手可）で徴収する。

ウ 歳入科目

開示に要する費用は、一般会計の歳入とし、歳入科目は、（款）諸収入、（項）雑入、（目）雑入、（節）雑入とする。

3 本人確認情報の訂正

(1) 申出の受理

2の開示を受けた、本人確認情報の本人又は法定代理人から、開示に係る本人確認情報についてその内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の請求があった場合は、当該者に対し、申出書（別記様式第4号）により次に掲げる事項を明らかにさせることとする。

ア 氏名、住所、連絡先電話番号並びに住民票コード又は出生の年月日及び男女の別

イ 申出の内容

ウ 開示を受けた年月日

(2) 訂正（法第30条の35）

申出を受理した場合、遅滞なく調査を行い、その結果を当該申出をした者に対し、書面で通知するものとする。通知においては、訂正、追加又は削除を行った場合はその旨、訂正、追加又は削除を行わない場合はその旨を記載するとともに、調査結果の内容をできるだけ示すものとする。

調査に際しては、訂正、追加又は削除の申出があった旨を関係市町及び地方公共団体情報システム機構に通知し、当該市町による住民票の記載の訂正の要否等について遅滞なく調査するよう依頼し、その結果について報告を受けるものとする。

(3) 郵送による訂正の申出

訂正の申出については、郵送により行うことができるものとする。

第3 その他

1 立入検査の際の身分証明書

法第30条の39第2項に規定する身分を示す証明書は、別記様式第5号のとおりとする。

2 違反事件の通知

法第43条、第46条又は第47条等に違反すると思われる場合は、事案の性質、軽重等を考慮したうえ、告発するかどうかを決定し、その取扱いを慎重に行うものとする。

附 則

この要綱は、平成14年8月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別記様式第1号
(本人用)

住民基本台帳ネットワークシステムに係る
本人確認情報開示請求書

年 月 日

石川県知事 様

(ふりがな) 氏 名	
住 所	〒
住民票コード	
連絡先電話番号	

(以下は、住民票コードが不明の場合に記入してください。)

生 年 月 日	明・大・昭・平・令	年	月	日
---------	-----------	---	---	---

以下の欄は、記入の必要はありません。

受付		受付日・時刻			操作		確認日・時刻	
決裁	係		係長	補佐	課長	交付	交付日・時刻	

(別記様式第1号裏面)

【請求にあたっての留意事項】

1. ご来庁のうえ開示請求される場合

請求者が本人であることを確認するため、次に掲げる書類の提示をお願いします。また、その書類は、県において複写機により複写します。

- (1) 個人番号カード、住民基本台帳カード、運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該請求者が本人であることを確認するために適当と認められるもの。

例示した書類のほか、法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類としては、海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証、運航管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特殊電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引士証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検定合格証、身体障害者手帳、養育手帳、精神障害者保健福祉手帳、各種年金証書、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書等とします。

なお、戸籍謄本、住民票の写し等本人以外の者でも取得できる書類は、本人であることを確認するための書類には該当しません。

- (2) (1)に掲げる書類をやむを得ない理由により提示することができない場合には、当該請求者が本人であることを確認するため適当と認めるものの提示をお願いします。

適当と認める書類としては、(1)の書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類、地方公共団体が交付する敬老手帳、生活保護受給者証等、申請者本人であることを確認するため、郵便により申請者に対して文書で照会したその回答書その他総合的に勘案して書類の所持者が本人であると判断できるものとします。

2. 郵送により開示請求される場合

1に掲げる書類（これらの書類を複写機により複写したものを含む。）等を同封してください。また、必要に応じて、電話等により補足質問等をさせていただくことがあります。

なお、同一世帯以外の者に開示書が到達することを避けるため、開示書の郵送先は、本人確認情報の住所地のみに送付することとします。ただし、請求者がドメスティック・バイオレンスの被害者等である等やむを得ない理由により居所（現に居住している住所地以外の地をいいます。）に居住している場合には、居所に居住していることを証する書類を提示いただいた上で、居所へ送付することとします。

3. 実費の徴収

次のとおり、実費をご負担願います。

(1) 開示書

1件 10円

(2) 開示書の送付に要する費用の額

郵送に要する実費

※ なお、郵送により開示請求をされる場合には、県より開示決定の連絡の際に、必要金額をお伝えしますので、その額を現金書留により郵送願います（開示書の郵送に要する費用については郵便切手可）。到着次第、県より開示書を郵送します。

別記様式第 1-2 号
(法定代理人用)

住民基本台帳ネットワークシステムに係る
本人確認情報開示請求書

年 月 日

石川県知事 様

(ふりがな) 本人氏名	
住所	
住民票コード	

(以下は、住民票コードが不明の場合に記入してください。)

生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日
------	-----------------

法定代理人の氏名	
住所	〒
生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日
連絡先電話番号	
本人の状況	未成年者 ・ 成年被後見人

以下の欄は、記入の必要はありません。

受付		受付日・時刻		操作		確認日・時刻	
決裁	係	係長	補佐	課長	交付	交付日・時刻	

(別記様式第 1-2 号裏面)

【請求にあたっての留意事項】

1. ご来庁のうえ開示請求される場合

(1) 法定代理人の資格の確認

本人確認情報の開示請求は、本人からの請求により、当該本人に対して開示する制度ですので、本人自らが請求をするべきですが、自ら請求することが困難な方もいらっしゃることから、未成年者及び成年被後見人の法定代理人に限り、本人に代わって請求することができるものとします。

この場合、法定代理人であることを確認するため、戸籍謄本その他その資格を証明する書類の提示をお願いします。また、その書類は県において複写機により複写します。

(2) 法定代理人についての本人確認

法定代理人が本人であることを確認するため、次に掲げる書類の提示をお願いします。また、その書類は、県において複写機により複写します。

① 個人番号カード、住民基本台帳カード、運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該請求者が本人であることを確認するために適当と認められるもの。

例示した書類のほか、法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類としては、海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証、運航管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特殊電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引士証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検定合格証、身体障害者手帳、養育手帳、精神障害者保健福祉手帳、各種年金証書、運転経歴証明書、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書等とします。

なお、戸籍謄本、住民票の写し等本人以外の者でも取得できる書類は、本人であることを確認するための書類には該当しません。

② ①に掲げる書類をやむを得ない理由により提示することができない場合には、当該請求者が本人であることを確認するため適当と認めるものの提示をお願いします。

適当と認める書類としては、①の書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類、地方公共団体が交付する敬老手帳、生活保護受給者証等、申請者本人であることを確認するため、郵便により申請者に対して文書で照会したその回答書その他総合的に勘案して書類の所持者が本人であると判断できるものとします。

2. 郵送により開示請求される場合

1に掲げる書類（これらの書類を複写機により複写したものを含む。）等を同封してください。また、必要に応じて、電話等により補足質問等をさせていただくことがあります。

なお、法定代理人以外の者に開示書が到達することを避けるため、開示書の郵送先は、法定代理人の住所地のみに送付することとします。ただし、法定代理人がドメスティック・バイオレンスの被害者等である等やむを得ない理由により居所（現に居住している住所地以外の地をいいます。）に居住している場合には、居所に居住していることを証する書類を提示いただいた上で、居所へ送付することとします。

3. 実費の徴収

次のとおり、実費をご負担願います。

(1) 開示書 1件 10円

(2) 開示書の送付に要する費用の額 郵送に要する実費

※ なお、郵送により開示請求をされる場合には、県より開示決定の連絡の際に、必要金額をお伝えしますので、その額を現金書留により郵送願います（開示書の郵送に要する費用については郵便切手可）。到着次第、県より開示書を郵送します。

別記様式第2号

本人確認情報確認書

あなたの本人確認情報は、以下のように記録されています。

最新

住民票コード		個人番号		生年月日		性別	
氏名							
住所							
区分・事由							
上記事由に対応する年月日							

住民票コード		個人番号		生年月日		性別	
氏名							
住所							
区分・事由							
上記事由に対応する年月日							

住民票コード		個人番号		生年月日		性別	
氏名							
住所							
区分・事由							
上記事由に対応する年月日							

※個人番号は、平成27年10月4日以前は設定されていません。

年 月 日

石川県知事

照会書

年 月 日、あなたから本人確認情報の開示請求を受けましたが、本人確認
をできる書類の提示がなかったので照会します。

あなたの意思に基づき申請されたものに相違なければ、回答書を 年 月 日
までに本人（又は請求者が法定代理人の場合は当該法定代理人）が持参してください。回
答書と引換えに本人確認情報開示書をお渡しします。

年 月 日

石川県総務部市町支援課長

回答書

照会のありました本人確認情報の開示請求は、私の意思に基づくことに相違ありません。

年 月 日

本 人	住 所	
	(ふりがな) 氏 名	生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日生

※ 法定代理人の場合は、上記に法定代理人の住所、氏名、生年月日を記入願います。

別記様式第4号

本人確認情報訂正申出書

年 月 日

石川県知事 様

(ふりがな) 氏 名	
住 所	
連絡先電話番号	
住民票コード	

(以下は、住民票コードが不明の場合に記入してください。)

生 年 月 日	明・大・昭・平・令 年 月 日
---------	-----------------

申 出 の 内 容	
開示を受けた 年 月 日	年 月 日

(表)

第 号

身 分 証 明 書

所 属

職 名

氏 名

生年月日

上記の者は住民基本台帳法第30条の39の規定による調査に従事する吏員であることを証明する。

年 月 日

石 川 県 知 事

印

(裏)

住民基本台帳法（抄）

（報告及び検査）

第30条の39 都道府県知事は、第30条の38第4項又は第5項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第2項又は第3項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、これらの規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者の事務所又は事業者に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（秘密を守る義務）

第35条 住民基本台帳に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（罰則）

第44条 第35条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。